

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和7年4月1日作成)

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例 |
| 根拠条項 | 第8条、第9条 |
| 使用許可等の種類 | 利用の承認、利用の不承認 |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例第8条（利用の承認）、第9条（承認の基準） |
| 審査基準 | 別紙のとおり |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 処分担当課 | 指定管理者 一般財団法人 道民活動振興センター業務課（電話番号：011-204-5100） |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 総務部イノベーション推進局財産活用課（電話番号：011-204-5056） |
| 備考 | |

審 査 基 準

第1 利用申込の受付が次ぎによりなされているかどうか。

1 利用申込みの受付開始時期

- (1) 受付の開始は、利用しようとする日の属する月の前12月（ホールについては、前2年）の初日（土曜日、日曜日及び休日（「国民の休日に関する法律（昭和23年法律第123号）」に規定する休日）並びに休館日（12月29日から翌年の1月3日まで及び臨時休館日）を除く。）から行う。
- (2) 前項に規定する日（以下「受付開始日」という。）が土曜日、日曜日、休日及び休館日に当たる場合は、その翌日を受付開始日とする。

2 利用申込みの受付は、次のとおり行う。

(1) 受付日

- ア 利用の申込み受付は、休館日を除き毎日行う。
- イ ホールは、原則として利用日の前10日までを受付日とする。

(2) 受付時間

- ア 受付時間は、午前9時から午後9時までとする。
- イ 北海道立道民活動センター利用規程第5条第1項第1号から第5号の規定に基づき、優先受付を行う場合は、月曜日から金曜日（休日及び休館日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

3 受付方法

(1) 受付の順位は、利用申込順とする。

(2) 前号の規定にかかわらず、抽選申込みを次のとおり受け付ける。

- ア 抽選申込みは、利用しようとする日の属する月の前13月（ホールにあっては、前2年1月）の20日から27日まで受け付ける。
- イ 抽選申込みの結果、利用日時、室等が重複した場合は抽選の上、決定する。
- ウ 抽選は、毎月28日から末日までのいずれかの日に行う。

(3) 利用申込者が、直接申し込むことができない事情があると認められる場合は、電話又はインターネット等による仮申込みを受け付けることができる。

(4) 前号の場合において、利用申込者が8日以内（申込の受付をしない日を除く。）に本申込みの手続きをしない場合は、利用申込みは効力を失うものとする。

4 優先受付

(1) 利用申込書の受付において、次に掲げる事業（理事会、評議員会等団体独自の事業を除く。）を行う場合は、1の規定にかかわらず、会議室、研修室等（ホールにあっては、前2年2月）の10日から（申込の受付をしない日を除く。）受付することができるものとする。

ア 道民活動センター、女性プラザ、アイヌ総合センター及び市民活動促進センターの指定管理者が行う指定管理事業

イ アイヌ総合センター及び女性プラザの一部に行政財産の使用許可を受けて入居する団体が行う事業で、所管部から委託又は補助を受けて行う事業

ウ 生涯学習推進センターが自ら行う事業

エ 生涯学習推進センターの一部に行政財産の使用許可を受けて入居する団体が行う事業で、北海道教育委員会から委託又は補助を受けて行う事業

オ 北海道財務規則第 208 条の 6 の公の施設以外の部分を行政財産の使用許可を受けて入居する団体が、所管部から委託又は補助を受けて行う事業

(2) 次のいずれかに該当する場合は、1 及び 3 の規定にかかわらず、受付することができる。

ア 次に掲げる者が主催して実施する、国際的、全国的及び全道的規模の会議、研修等で利用する場合

- ・ 国又は独立行政法人（独立行政法人通則法第 2 条で定義される法人）
- ・ 地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 7 条に基づき設立された法人）

イ 会議室、研修室等の利用でホールの申込みと同時に申込み必要がある場合

第 2 次に該当する場合には利用を承認しない。

- 1 およそ、道民自らの創意や活力が生かされる地域づくりに必要な社会福祉活動、生涯学習活動、女性活動、アイヌ文化活動等の組織的な活動の促進及び道民が行う学習、研修、交流等の機会の充実を図ることを目的とした利用と認められない場合。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員の利益になると認める場合。
- 3 他の利用者に著しく迷惑を及ぼしたり、施設を損傷又は汚染するおそれのある場合、又は、施設の改修工事等により利用に障害があるなど道民活動センターの管理運営上、支障がある場合。

第 3 特別施設等の承認

利用者が特別の設備を設け、又は、特殊物件を搬入しようとするときで、その物件の搬入が著しく困難な場合及び施設を損傷又は汚染するおそれのある場合は承認しない。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和7年4月1日作成)

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例 |
| 根拠条項 | 第10条 |
| 使用許可等の種類 | 変更の承認 |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例第10条（変更の承認） |
| 審査基準 | 北海道立道民活動センター条例第8条（利用の承認）、第9条（承認の基準）に準ずる。 |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 処分担当課 | 指定管理者 一般財団法人 道民活動振興センター業務課（電話番号：011-204-5100） |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 総務部イノベーション推進局財産活用課（電話番号：011-204-5056） |
| 備考 | |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和7年4月1日作成)

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例 |
| 根拠条項 | 第12条第3項 |
| 使用許可等の種類 | 利用料金の額の承認及び変更の承認 |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例第12条第3項 北海道立道民活動センター条例施行規則第5条 |
| 審査基準 | <ul style="list-style-type: none">・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、条例第12条第3項の別表に定める額の範囲内であるか。・ 指定管理者から申請された利用料金の額が、著しく不合理なものではないか。 |
| 標準処理期間 | 5日（注：休日は含まない。） |
| 処分担当課 | 総務部イノベーション推進局財産活用課（電話番号：011-204-5056） |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 同上 |
| 備考 | |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和7年4月1日作成)

| | |
|----------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例 |
| 根拠条項 | 第12条第5項、第12条第6項、別表（第12条関係）2及び3 |
| 使用許可等の種類 | 利用料金の還付、減免、割増し |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例第12条第5項（利用料金の還付） 北海道立道民活動センター条例第12条第6項（利用料金の減免） 北海道立道民活動センター条例別表（第12条関係）2及び3（利用料金の割増し） 北海道立道民活動センター条例施行規則第6条（利用料金の還付の基準） 北海道立道民活動センター条例施行規則第7条（利用漁期の減免の基準） 北海道立道民活動センター条例施行規則運用方針第6条（利用料金の還付の基準）関係 北海道立道民活動センター条例施行規則運用方針第7条（利用料金の減免の基準）関係 |
| 審査基準 | 未設定イ 審査基準が法令の定めに言い尽くされているため |
| 標準処理期間 | 1日 |
| 処分担当課 | 指定管理者 一般財団法人 道民活動振興センター業務課（電話番号：011-204-5100） |
| 申請先 | 同上 |
| 問い合わせ先 | 総務部イノベーション推進局財産活用課（電話番号：011-204-5056） |
| 備考 | |

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和7年4月1日作成)

| | |
|--------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例施行規則 |
| 根拠条項 | 第2条 |
| 処分の概要 | 入館の制限 |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例施行規則第2条 |
| 処分基準 | 未設定イ 処分基準が法令の定めに言い尽くされているため。 |
| 処分担当課 | 指定管理者 一般財団法人 道民活動振興センター業務課 (電話番号: 011-204-5100) |
| 問い合わせ先 | 総務部イノベーション推進局財産活用課 (電話番号: 011-204-5056) |
| 備考 | |

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和7年4月1日作成)

| | |
|--------|--|
| 法令名 | 北海道立道民活動センター条例 |
| 根拠条項 | 第11条 |
| 処分の概要 | 承認の取消し、条件の変更（利用の制限、利用の停止） |
| 法令の定め | 北海道立道民活動センター条例第11条 |
| 処分基準 | 未設定イ 処分基準が法令の定めに言い尽くされているため。 |
| 処分担当課 | 指定管理者 一般財団法人 道民活動振興センター業務課（電話番号：011-204-5100） |
| 問い合わせ先 | 総務部イノベーション推進局財産活用課（電話番号：011-204-5056） |
| 備考 | |